

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活者支援事業(暮らし応援ギフト券配布)(食料品特別加算分)	①食料品価格等の高騰の影響を踏まえ、家計への影響を考慮し、全村民に対し、全国で使用可能なギフト券(一人当たり20,000円分)を配布する。 ②生活支援 ③ギフト券@20,000円×村民3,000人=60,000,000円 事務費@4,000,000円(次年度に繰越) ※うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分13,459,000円 残50,541,000円は事業番号9 ④すべての村民	R8.1	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	【R6補正】物価高騰対策水道料金臨時支援事業	①物価高騰が続く中で住民等の消費を下支えするため、多くの者が対象となる水道料金の減免を行い、住民等の生活を維持する。簡易水道事業に係る分は簡易水道事業会計に繰出し、水道基本料金の減免に係る費用とする。 ②水道料金(2か月分) ③水道料金3,450円×対象1,400×2か月=9,660千円 水道料金システム改修費 10,450千円 (うち19,428千円に交付金を充当 差額682千円は事業番号8番に該当) ④令和7年12月1日時点の山添村の水道利用者(公共施設を対象に含まない)	R7.12	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設光熱水費等価格高騰臨時対策事業	①物価高騰が続く中で公共施設の光熱水費も高騰している。費用の高騰が利用料の増加や住民サービスの削減につながることを防ぐため光熱水費の高騰分を補填し、住民負担の増加を未然に防ぐ。 ②公共施設の電気代 ③重点給付金事業開始前のR4年度を基準にする。4年度4月電気代から7年度4月電気代の増加分1.17倍 R4年度決算額 25,884千円×1.17倍=30,284千円 差額の4,400千円を増加分とする ④小・中・高等学校、公民館、福祉センター、スポーツセンター、児童館、ふれあいホール、振興センター	R7.4	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	【R7予備】物価高騰対策水道料金臨時支援事業	①物価高騰が続く中で住民等の消費を下支えするため、多くの者が対象となる水道料金の減免を行い、住民等の生活を維持する。簡易水道事業に係る分は簡易水道事業会計に繰出し、水道基本料金の減免に係る費用とする。 ②水道料金(2か月分) ③水道料金3,450円×対象1,400件×2か月=9,660千円 水道料金システム改修費 10,450千円 (うち682千円に交付金を充当 差額19,428千円は事業番号6番に該当) ④令和7年12月1日時点の山添村の水道利用者(公共施設を対象に含まない)	R7.12	R8.3
5	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業	①原油価格および物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している村内の中小企業者等に対し支援金を交付し、事業の維持又は継続を支援する。 ②事業用に支出したエネルギー関連経費 ③支援金3,630千円 支援金の内訳 ・経費が5万円未満の事業者…10千円×53者=530千円 ・経費が5万円以上10万円未満の事業者…25千円×52者=1,300千円 ・経費が10万円以上20万円未満の事業者…50千円×20者=1,000千円 ・経費が20万円以上の事業者…8者×100千円=800千円 事務費70千円 事務費の内訳 ・役員費(新聞折込料)・委託料(チラシ制作) ④中小企業基本法第2条第1項に規定する法人又は個人事業者(農業者及び農業法人を除く。)	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑥中小企業・小規模事業者の質上げ環境整備	小規模事業者持続的経営支援事業	①小規模事業者等が取り組む販路開拓等に要する経費の一部を補助することにより、村内の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上及び持続的発展を図る。 ②販路開拓等に要する経費 ③補助金7,000千円 補助金の内訳 ・通常補助…補助対象経費の2/3(上限300千円) 300千円×10者=3,000千円 ・上乗せ補助…資金引上げ特例(上限1,000千円) 1,000千円×2者=2,000千円 ・上乗せ補助…創業特例(上限1,000千円) 1,000千円×2者=2,000千円 事務費1,000千円 事務費の内訳 ・業務委託料(制度構築、審査、評価、管理) ④小規模事業者等	R8.1	R8.4以降
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農林漁業物価高騰対策補助金	①原油価格や物価高騰の影響を受けた村内農林漁業者の負担軽減と経営支援を図る。 ②燃料、資材購入費の一部補助 ③補助金7,000,000円 補助金の内訳 17,600円×農林漁業者250名=4,400,000円、100,000円×茶農家26名(営農計画書を提出し、かつ出荷農家)=2,600,000円 ④令和7年1月1日から令和7年12月31日までに購入した肥料費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費	R8.1	R8.4以降
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策補助金	①原油価格や物価高騰の影響を受けた村内畜産業者の負担軽減と経営支援を図る。 ②飼料購入費の一部補助 ③500,000円×畜産業者2名=1,000,000円 ④令和7年1月1日から令和7年12月31日までに購入した飼料費	R8.1	R8.4以降
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活者支援事業(暮らし応援ギフト券配布)	①食料品価格等の高騰の影響を踏まえ、家計への影響を考慮し、全村民に対し、全国で使用可能なギフト券(一人当たり20,000円分)を配布する。 ②生活支援 ③ギフト券@20,000円×村民3,000人=60,000,000円 事務費@4,000,000円 ※うち、食料品の物価高騰に対する特別加算分13,459,000円を含む ④すべての村民	R8.1	R8.4以降